参考資料

文部科学省

# 本検討会議における検討課題及び通信制高等学校に関する基礎資料

令和８年11月18日

初等中等教育局高等学校振興課

# 大臣の基本指針策定に当たっての検討課題について

令和８年８月31日
通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議（第１回）
資料４

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律第９条に基づく、大臣の基本指針を策定するに当たって、以下の課題に沿って検討を進める。

① 改正法第９条第２項各号の事項について、これまで通信制の課程を置く高等学校（実施校）における主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として示してきた「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年９月策定。令和５年２月最終改訂）」を踏まえながら、今般の法改正の趣旨（時代に即した目的の明記、責務の見直し等）に照らして、どのような事項を盛り込むべきか。

例えば、以下の観点でどのような事項を盛り込むべきか。

- 多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備、施設・設備の整備について
- 実施校と通信教育連携協力施設との適正な連携協力関係の確保について
- 学校評価・情報公開の徹底について

② 特に、これまでガイドラインに記載がない、「第三号　広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力」について、どのような事項を盛り込むべきか。

例えば、以下の観点でどのような事項を盛り込むべきか。

- 認可に当たって、所轄庁から通信教育連携協力施設が所在する都道府県への情報共有、意見交換について
- 認可後、所轄庁と通信教育連携協力施設が所在する都道府県の相互間の連携協力について
- 文部科学省、所轄庁が合同で実施する点検調査について（通信教育連携協力施設の所在都道府県の関与含む）

③ その他、通信教育の適正な実施及び運営の確保のために、盛り込むべき事項はあるか。

# （参考）改正後の「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」（抜粋）

第九条　**文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針**（以下この条において「**基本指針**」という。）**を定めるものとする**。

２　基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　通信制の課程を置く高等学校の**適正な管理運営に関する事項**

二　通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な**監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項**

三　**広域通信制課程**（学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。）**における**通信教育の適正な実施及び運営の確保のための**関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項**

イ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する**情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項**

ロ　広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の**管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項**

四　前三号に掲げるもののほか、**通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項**

３　文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

# 通信制高等学校に関する基礎資料

# 目次

１．通信制高等学校の現状

２．通信制高等学校の制度変遷及びこれまでの取組

３．高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正

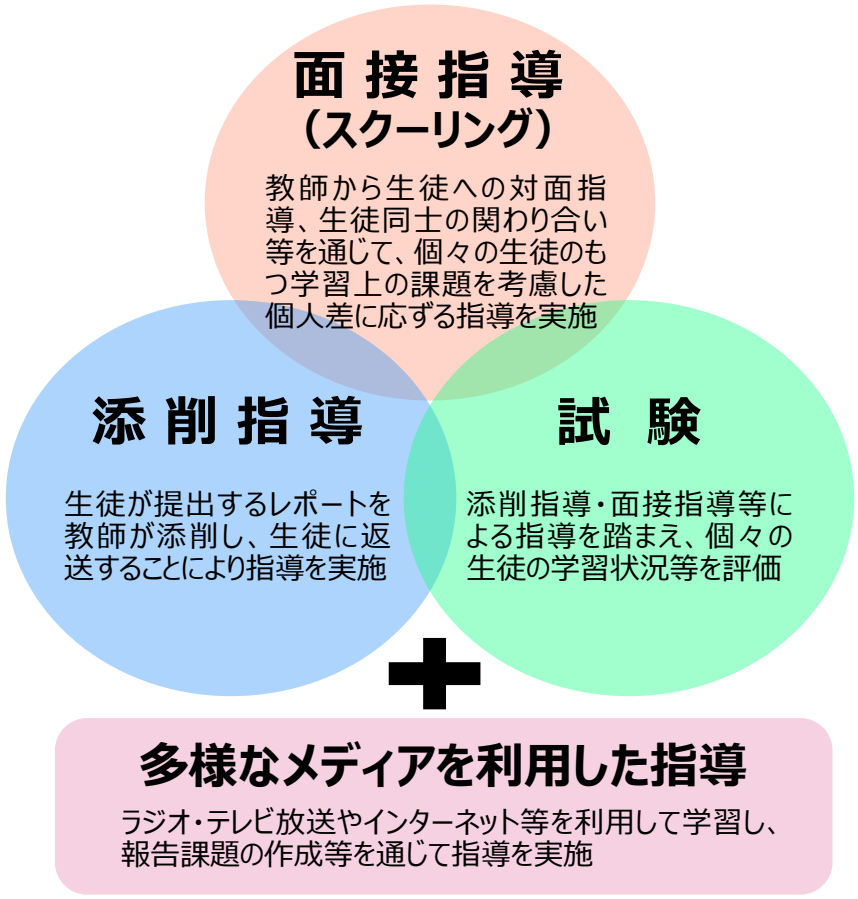
# １．通信制高等学校の現状

# 高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

○ **高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして**戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、**生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施**している。また、これらに加えて**多様なメディアを利用した指導**を行うことができる。

○ 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して**自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして**、勤労青年のみならず、**スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供**している。

## 通信教育の方法




## 教育課程の特例 （※高等学校学習指導要領第１章第２款５）

- 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の６以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の８以内の時間数を免除することができる）。 ※各教科・科目と特別活動について

### １単位当たりの添削指導及び面接指導の回数

| 各教科・科目等 | 添削指導（回） | 面接指導（単位時間） |
|---|---|---|
| 国語、地理歴史、公民及び数学に属する科目 | 3 | 1 |
| 理科に属する科目 | 3 | 4 |
| 保健体育に属する科目のうち「体育」 | 1 | 5 |
| 保健体育に属する科目のうち「保健」 | 3 | 1 |
| 芸術及び外国語に属する科目 | 3 | 4 |
| 家庭及び情報に属する科目並びに専門教科・科目 | 各教科・科目の必要に応じて２～３ | 各教科・科目の必要に応じて２～８ |

（※）学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、１単位につき、それぞれ１回以上及び１単位時間以上確保した上で、各学校で設定。
（※）特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。
（※）卒業に必要な単位数は、74単位以上。

# 高等学校の学校数（令和８年度）

○　高等学校の学校数（令和８年度）について、全日制高校は4,579校（全体の82.6%）、定時制高校は607校（全体の10.9%）、通信制高校は358校（全体の6.5%）。

（全日制・定時制課程）

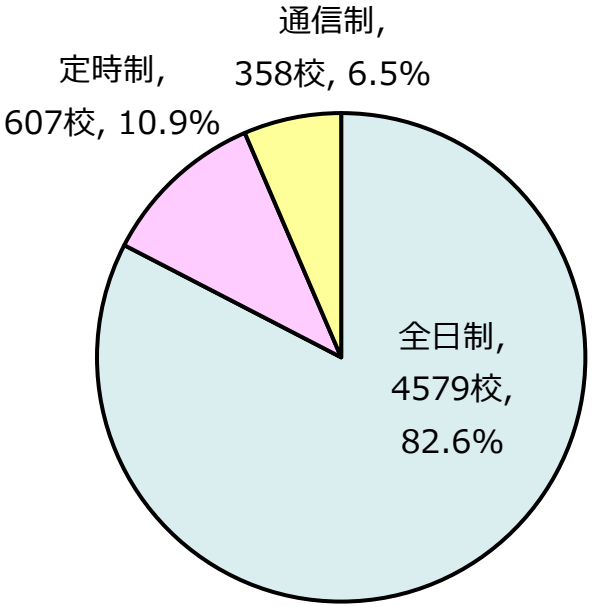
（校）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 総数 |
|---|---|---|---|---|
| **全日制** | 15 | 2,832 | 1,297 | 4,144 |
| **定時制** | － | 169 | 3 | 172 |
| **全定併置** | － | 415 | 20 | 435 |
| **総計** | 15 | 3,416 | 1,320 | 4,751 |

（通信制課程）

（校）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 総数 |
|---|---|---|---|---|
| **独立校** | － | 6 | 147 | 153 |
| **併置校** | － | 77 | 128 | 205 |
| **総計** | － | 83 | 275 | 358 |



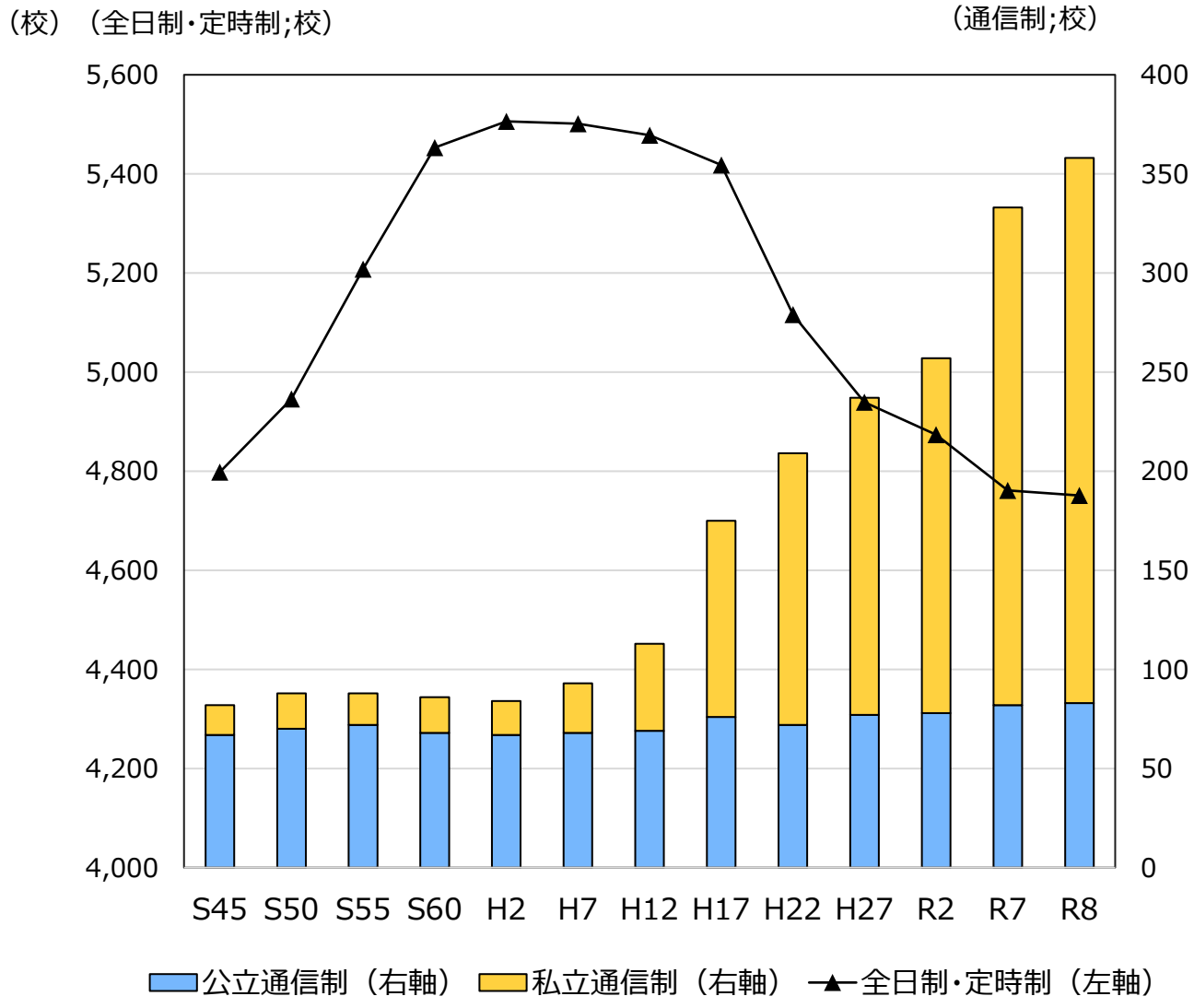

※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和８年度の数値は速報値

# 通信制高等学校の学校数（公私別推移）

○　高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向にある。
○　公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、私立通信制の校数は大きく増加している。

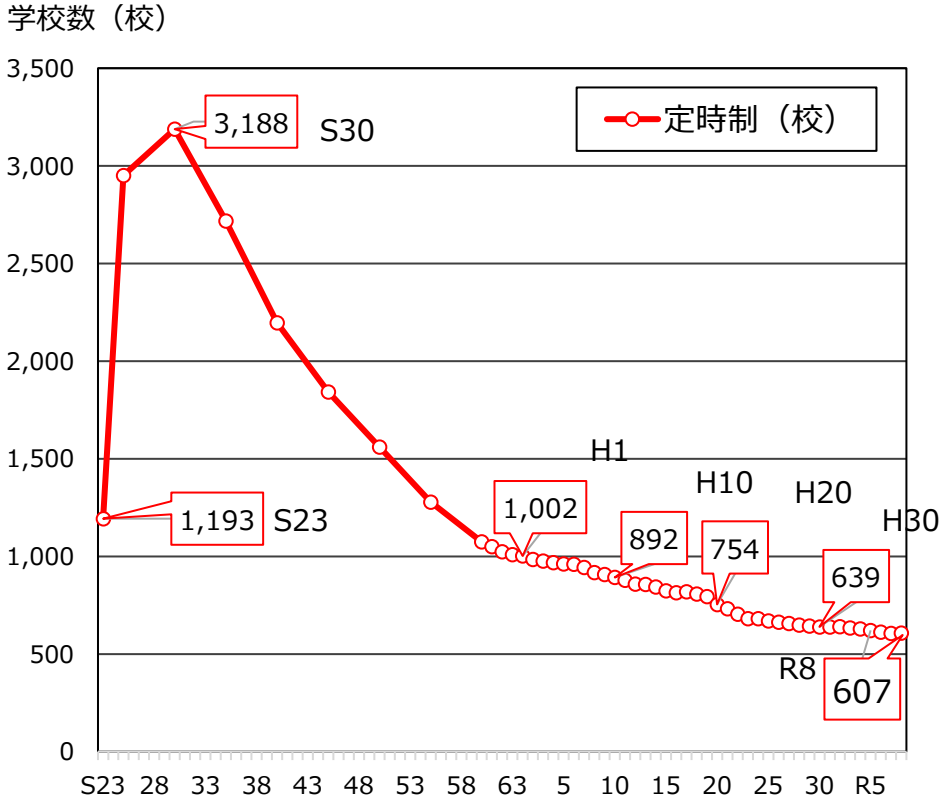
| | 全日定時 | 通信 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 公立 | 私立 | 計 |
| **S45** | 4,798 | 67 | 15 | 82 |
| **S50** | 4,946 | 70 | 18 | 88 |
| **S55** | 5,208 | 72 | 16 | 88 |
| **S60** | 5,453 | 68 | 18 | 86 |
| **H2** | 5,506 | 67 | 17 | 84 |
| **H7** | 5,501 | 68 | 25 | 93 |
| **H12** | 5,478 | 69 | 44 | 113 |
| **H17** | 5,418 | 76 | 99 | 175 |
| **H22** | 5,116 | 72 | 137 | 209 |
| **H27** | 4,939 | 77 | 160 | 237 |
| **R2** | 4,874 | 78 | 179 | 257 |
| **R7** | 4,761 | 82 | 251 | 333 |
| **R8** | 4,751 | 83 | 275 | 358 |



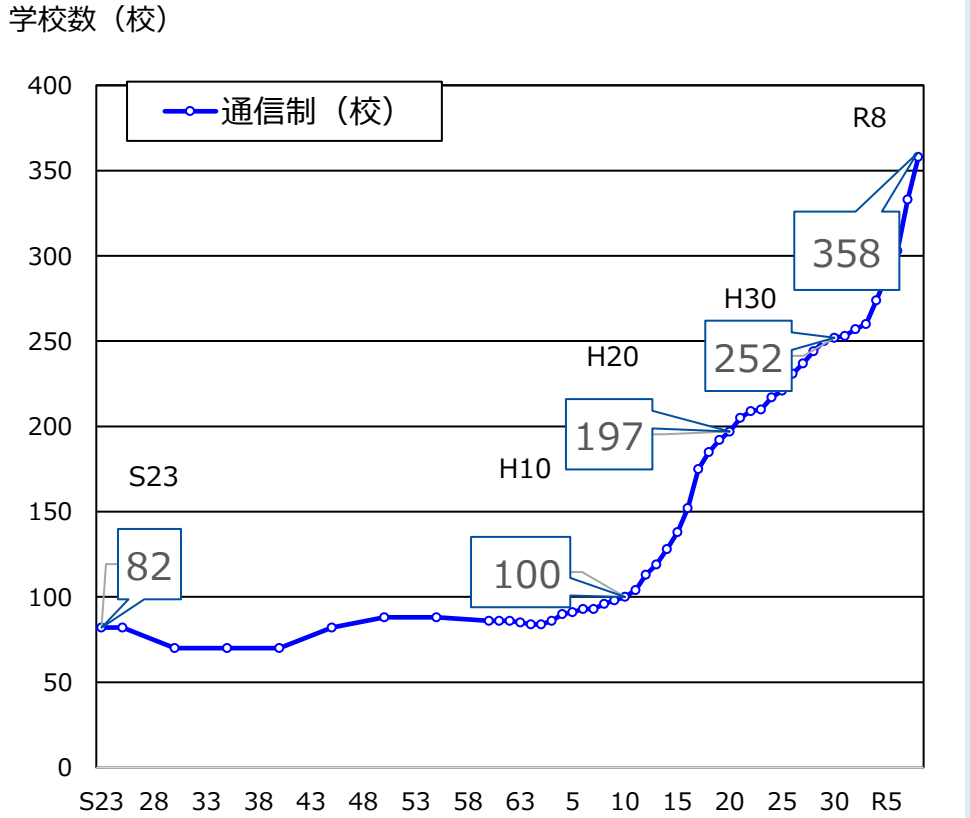

（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和８年度の数値は速報値

# 高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

## 定時制課程を置く学校数の推移




## 通信制課程を置く学校数の推移




（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和８年度の数値は速報値

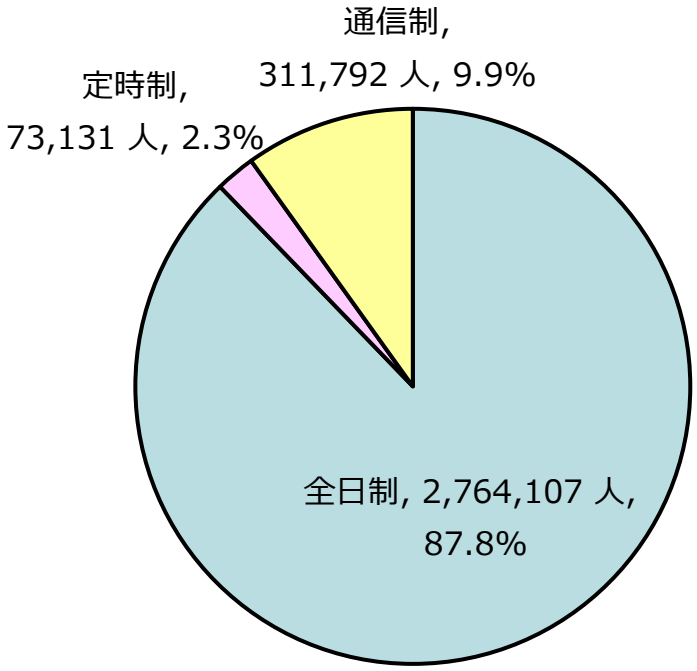
# 高等学校の生徒数（令和８年度）

○　高等学校の生徒数（令和８年度）について、全日制高校は2,764,107人（全体の87.8%）、定時制高校は73,131人（全体の2.3%）、通信制高校は311,792人（全体の9.9%）。

（人）

| | 国立 | 公立 | 私立 | 総数 |
|---|---|---|---|---|
| 全日制 | 7,962 | 1,753,033 | 1,003,112 | 2,764,107 |
| 定時制 | － | 71,392 | 1,739 | 73,131 |
| 通信制 | － | 61,572 | 250,220 | 311,792 |
| 総計 | 7,962 | 1,885,997 | 1,255,071 | 3,149,030 |

※専攻科・別科に属する生徒数を除く。




（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和８年度の数値は速報値

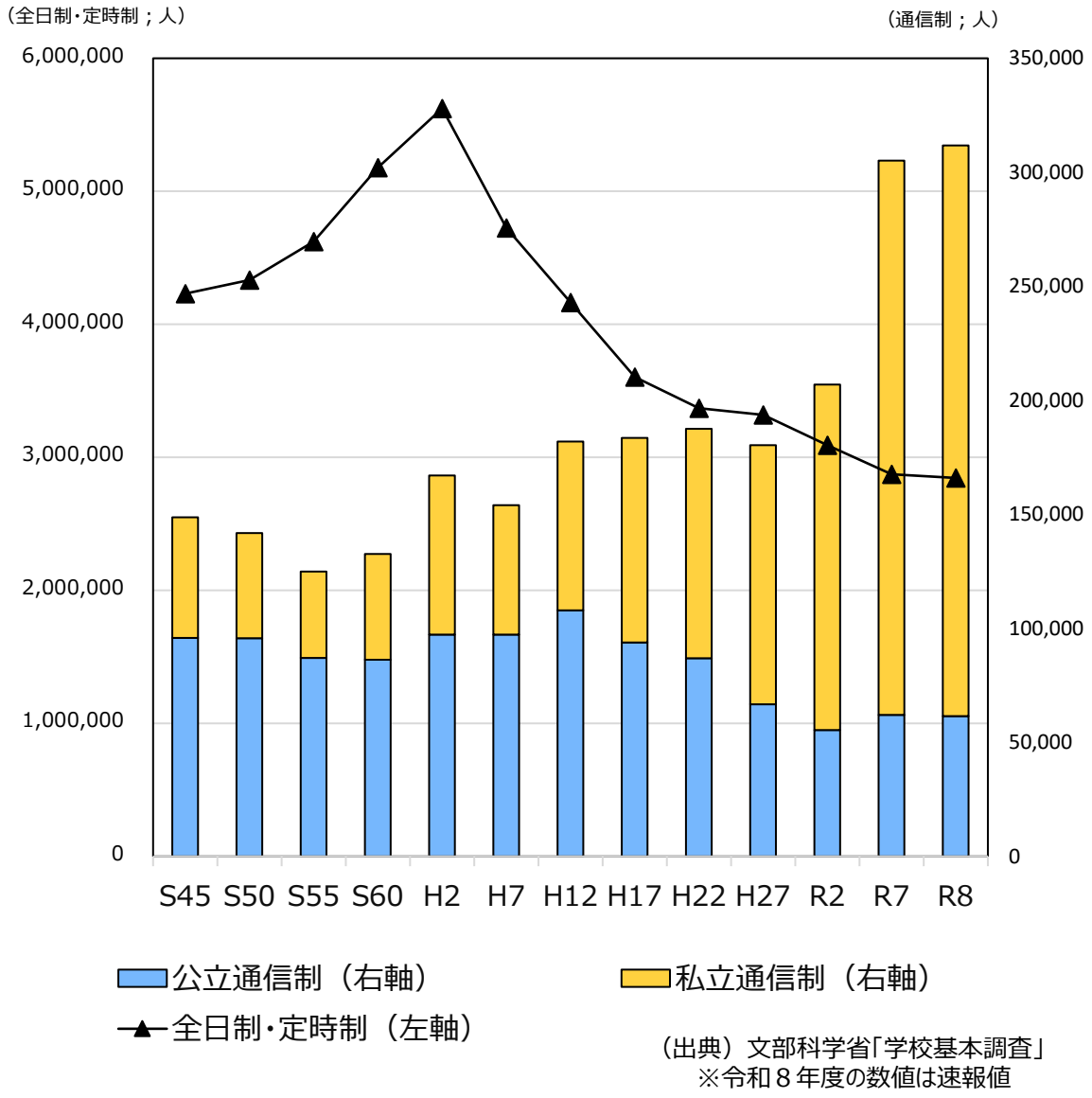
# 通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

○　高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
○　公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している。（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約3倍に増加）

（人）

| | 全日制・定時制 | 通信 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 公立 | 私立 | 計 |
| S45 | 4,231,542 | 95,848 | 52,900 | 148,748 |
| S50 | 4,333,079 | 95,674 | 46,125 | 141,799 |
| S55 | 4,621,930 | 87,104 | 37,766 | 124,870 |
| S60 | 5,177,681 | 86,282 | 46,362 | 132,644 |
| H2 | 5,623,336 | 97,271 | 69,715 | 166,986 |
| H7 | 4,724,945 | 97,330 | 56,653 | 153,983 |
| H12 | 4,165,434 | 107,854 | 74,023 | 181,877 |
| H17 | 3,605,242 | 93,770 | 89,748 | 183,518 |
| H22 | 3,368,693 | 86,843 | 100,695 | 187,538 |
| H27 | 3,319,114 | 66,702 | 113,691 | 180,393 |
| R2 | 3,092,064 | 55,427 | 151,521 | 206,948 |
| R7 | 2,873,619 | 62,008 | 243,189 | 305,197 |
| R8 | 2,845,117 | 61,572 | 250,220 | 311,792 |

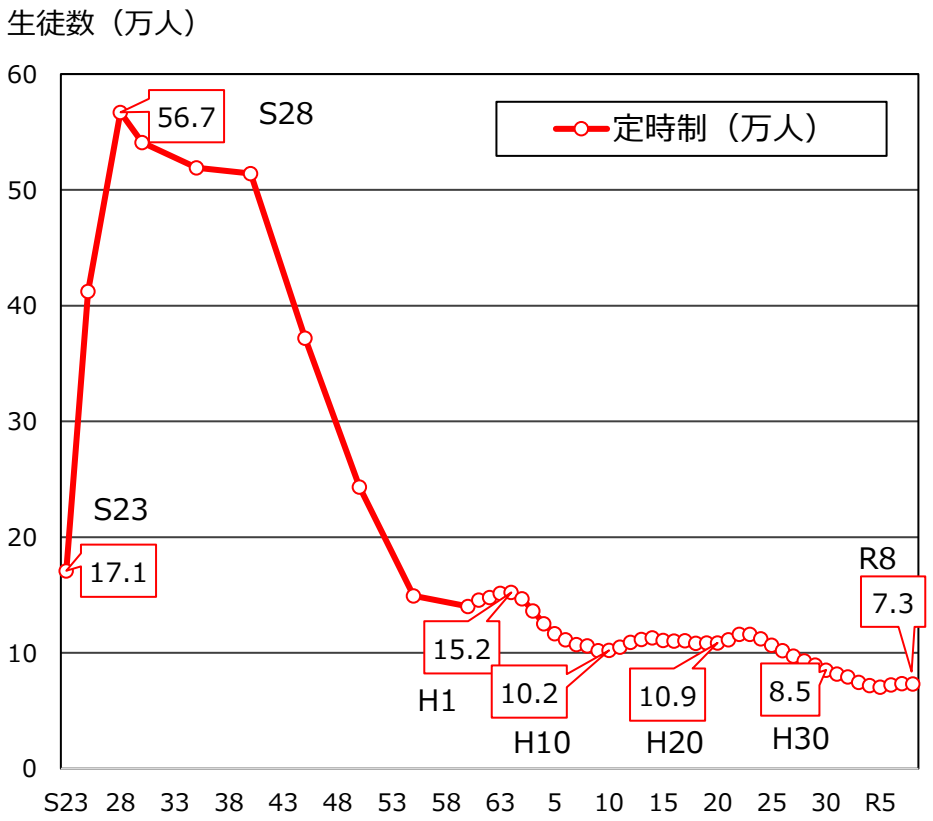
（※１）全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
（※２）通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。



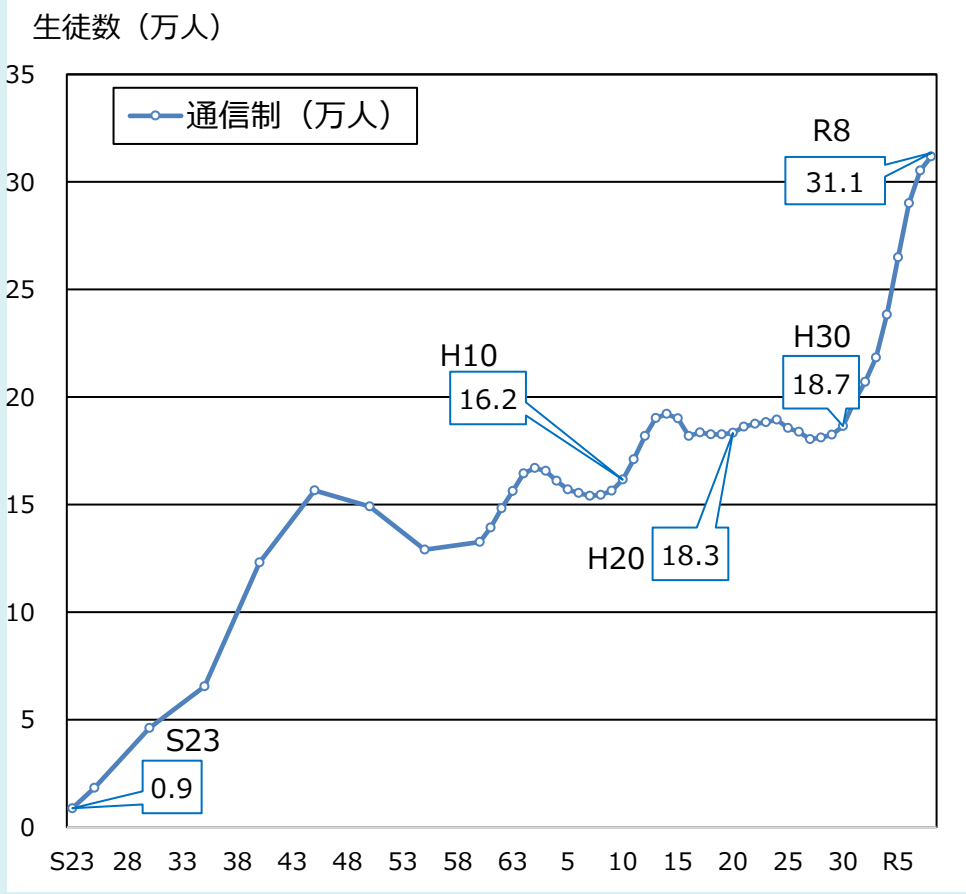

（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和８年度の数値は速報値

# 高等学校の生徒数（定時制・通信制課程の推移）

## 定時制課程の生徒数の推移



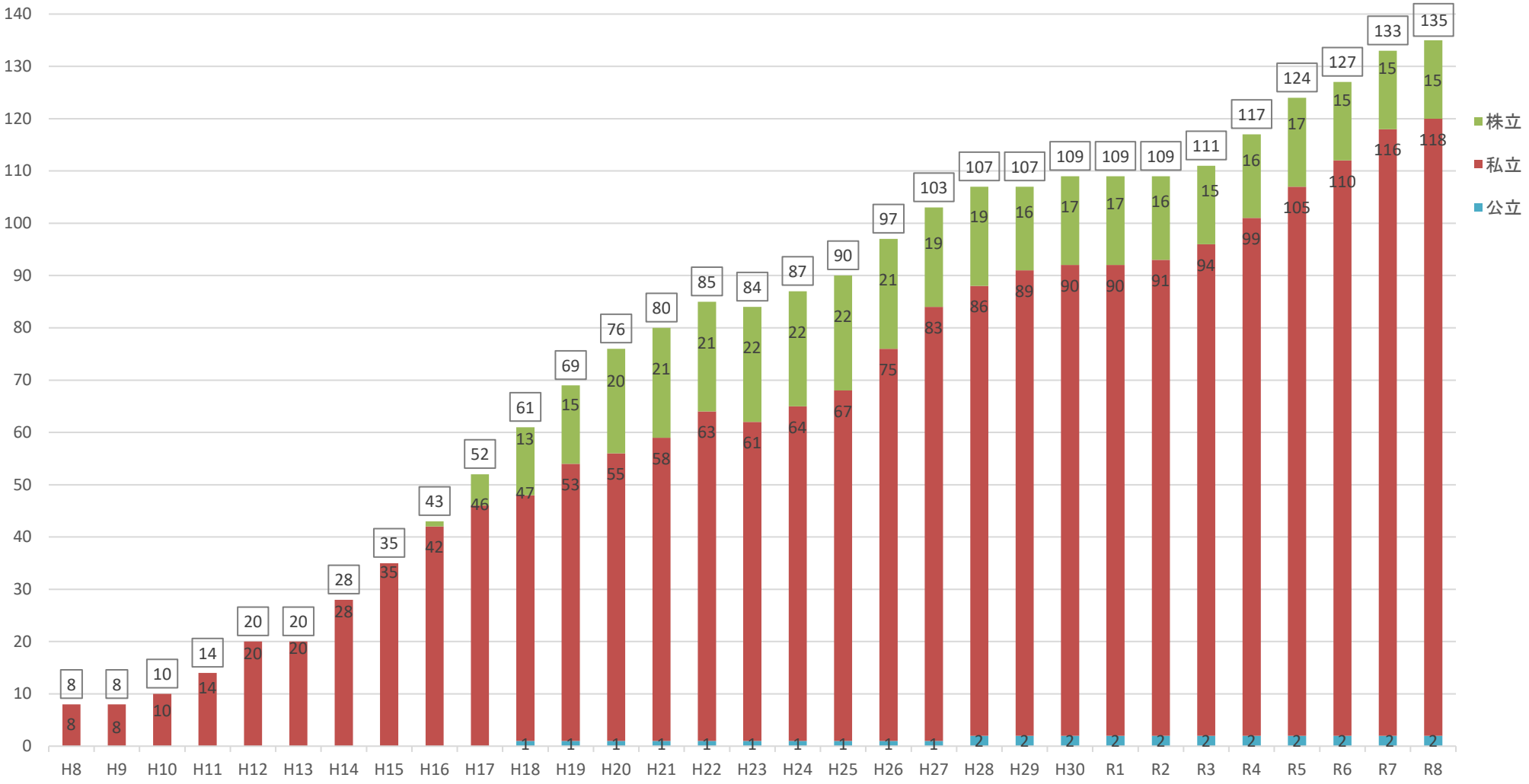

## 通信制課程の生徒数の推移




（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和８年度の数値は速報値

# 広域通信制高校の学校数の推移

○　広域通信制高校の学校数については、平成10年以降、急激に増加。平成10年からの10年間で66校増加し、平成20年からの10年間で33校増加している。

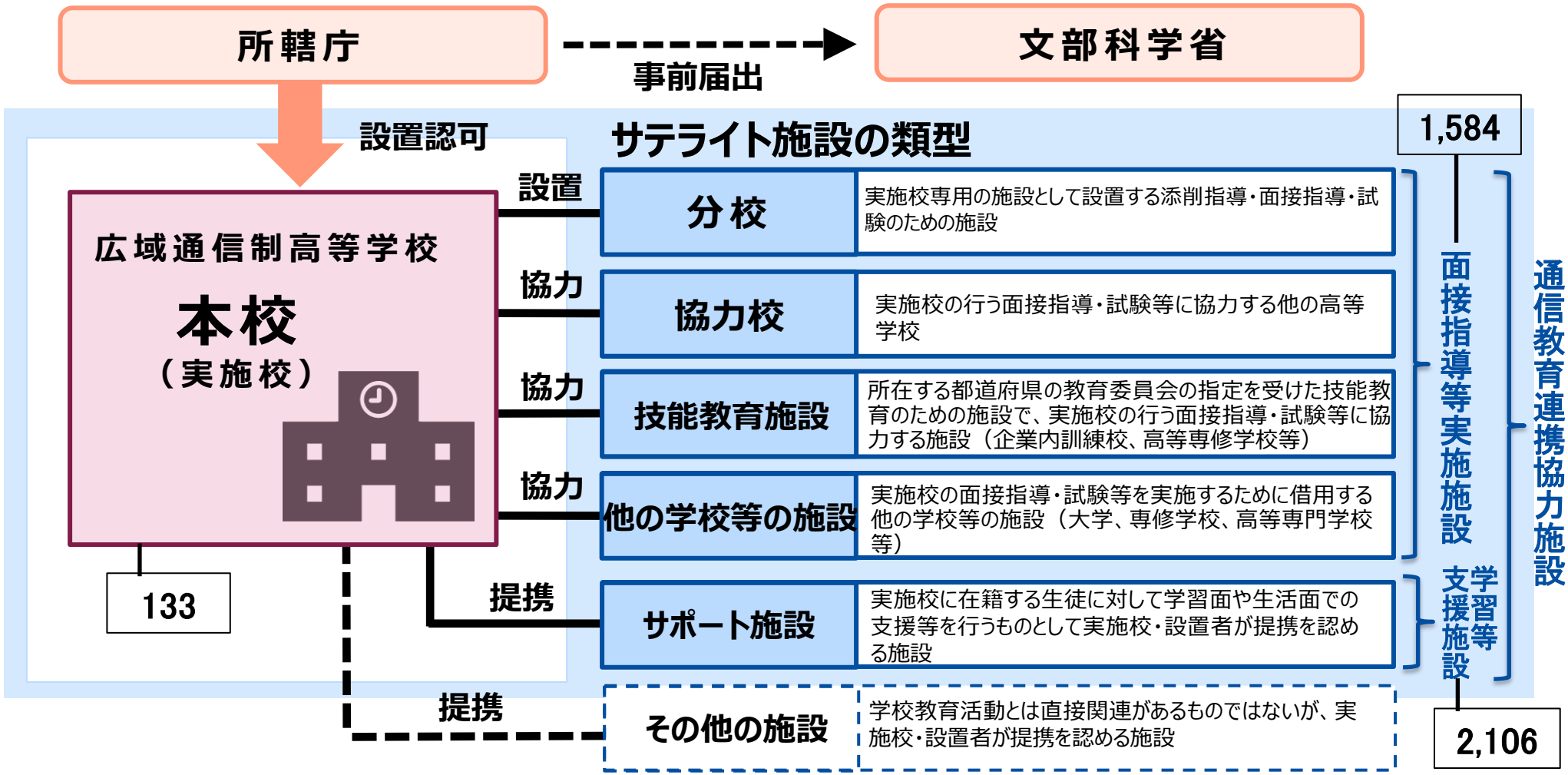



文部科学省調べ

# 広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

○　通信制高等学校のうち、通信教育を行う区域が本校の所在する都道府県を含め３以上の都道府県にまたがる学校を**広域通信制高等学校**と言う。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。

○　**広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在**している。

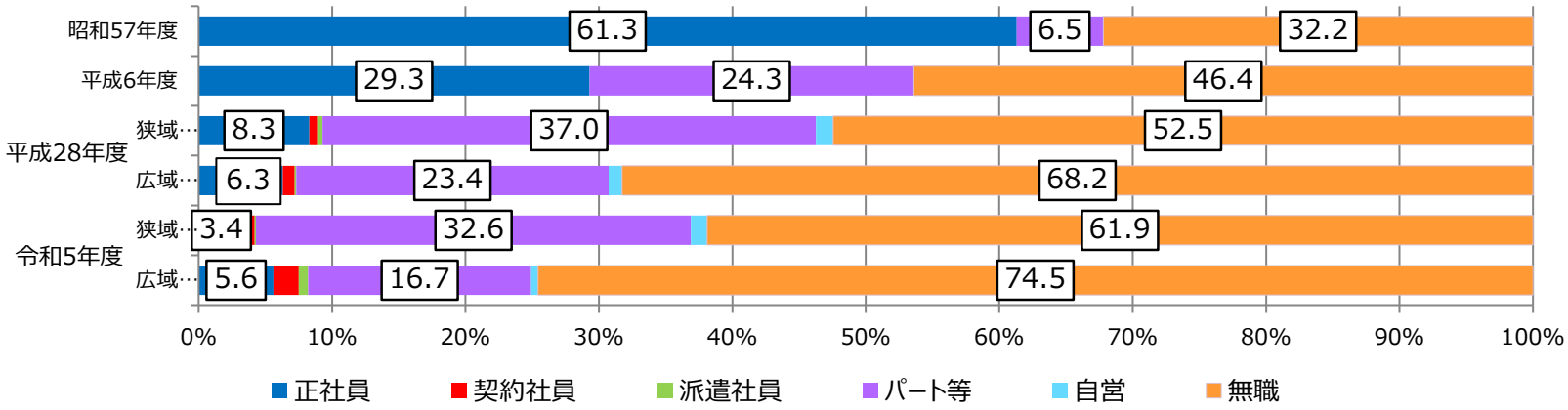



※数値については、令和７年度のもの（出典：学校基本調査）

# 通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

○　通信制高等学校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

## 通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況の変化




## 通信制高等学校に在籍する生徒の実態等

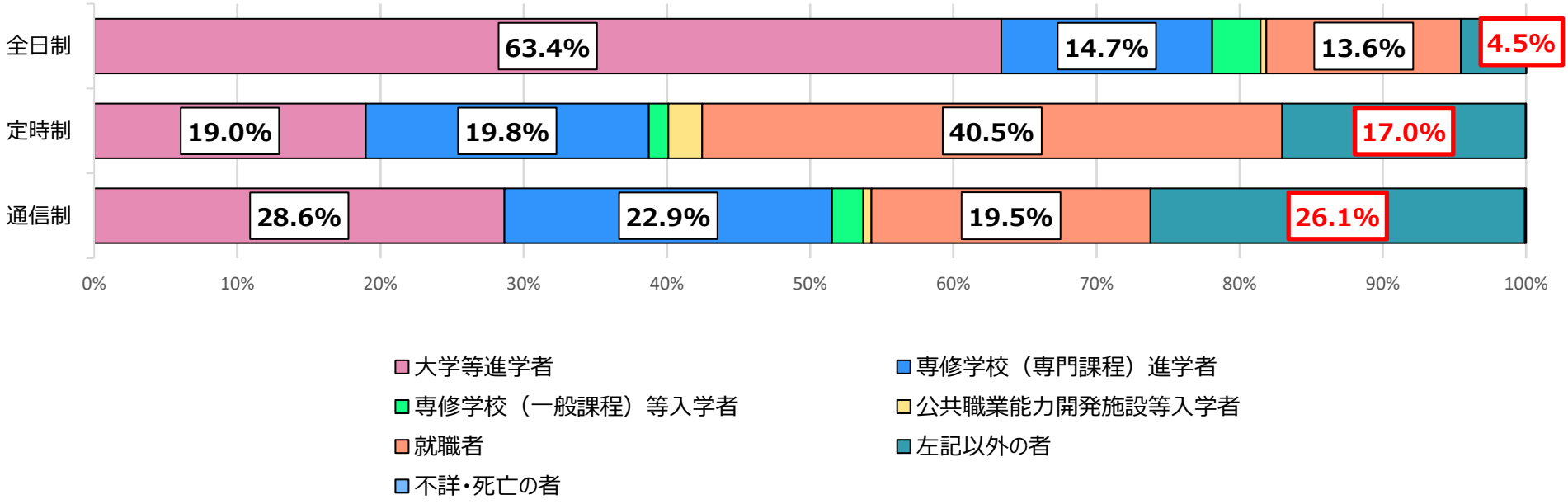
| | 狭域<br>通信制 | 広域<br>通信制<br>（※） |
|---|---|---|
| 小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒 | 65.6% | 64.2% |
| 外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒 | 1.0% | 0.6% |
| ひとり親家庭の生徒 | 28.2% | 29.9% |
| 特別な支援を必要とする生徒 | 7.9% | 8.1% |
| 非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒 | 1.2% | 0.6% |
| 心療内科等に通院歴のある生徒 | 21.1% | 21.4% |

（※）広域通信制とは、通信教育を行う区域が本校の所在する都道府県を含め３以上の都道府県にまたがる学校を指す。

（出典）「高等学校における教育の質確保への対応のための調査研究高等学校の現状に係る調査・分析に係る調査研究」報告書（令和５年度文部科学省委託事業）

# 高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和６年度間）

○　高等学校の卒業後の状況について、令和７年５月１日現在、令和６年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が63.4%、定時制課程では就職者が40.5%、通信制課程では大学等進学者が28.6%で最多となっている。
　なお、通信制課程では進路未決定者等が26.1%となっており、全日制・定時制に対して多い状況にある。




（※１）大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
（※２）専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
（※３）専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
（※４）公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
（※５）就職者とは、上記の※１～４以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
（※６）左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※１～５に該当しない者等を示す。
（※７）不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、その年の５月１日までに死亡した者及び生死が不明の者を示す。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

# 令和７年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果について(概要)

調査時点：令和７年５月１日現在

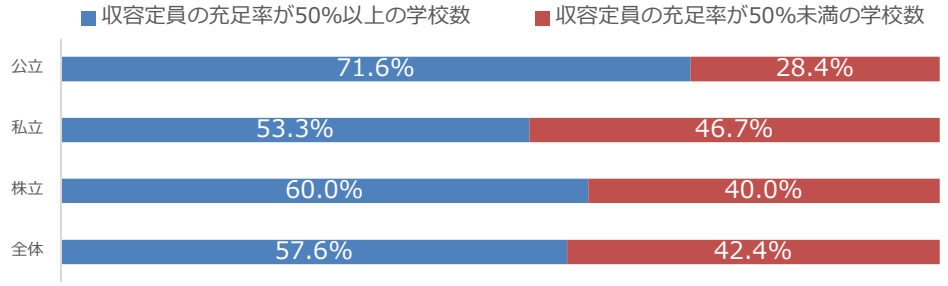
## ▼ 設置形態

○ 公立・私立・株立の別について、私立が最も多く、70.3%を占めている。
○ 広域・狭域の別について、広域は41.2%、狭域は58.8%となっている。
なお、**私立**は**広域が51.1%**、**株立**は**広域が100%**となっている。

| | 広域 | 狭域 | 合計（学校数） |
|---|---|---|---|
| 公立 | 2（2.5%） | 79（97.5%） | 81 |
| 私立 | 116（51.1%） | 111（48.9%） | 227 |
| 株立 | 15（100%） | 0（0%） | 15 |
| 全体 | 133（41.2%） | 190（58.8%） | 323 |

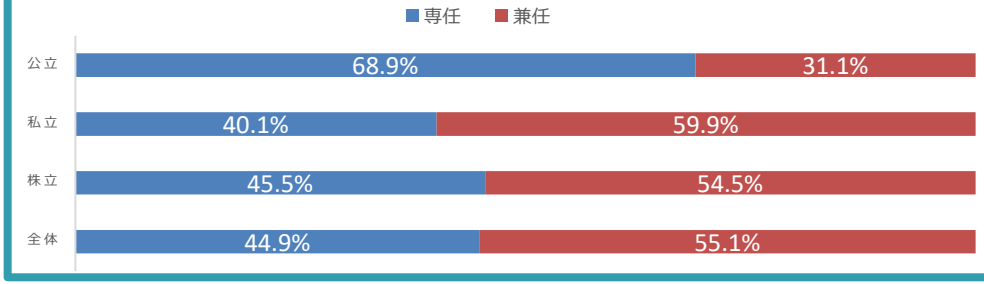
## ▼ 収容定員数・在籍生徒数

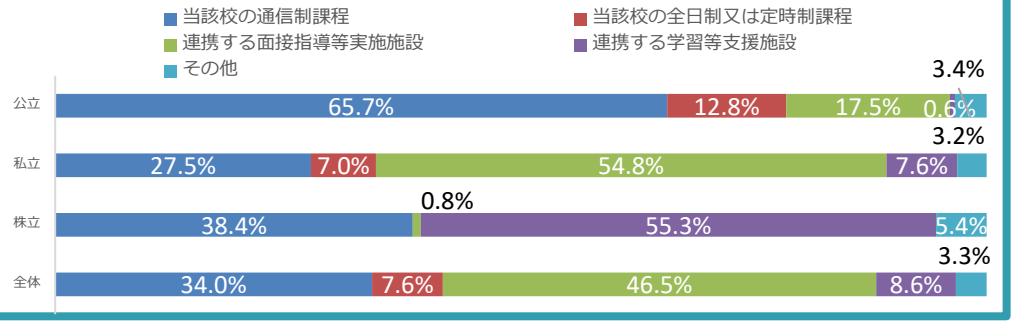
○ 収容定員の充足率について、**充足率が50%以上の学校は57.6%**、**充足率が50%未満の学校は42.4%**となっている。
○ 収容定員数について、**5,000人以上と定めている学校が24校**あり、**公立**は**１校**、**私立**は**21校**、**株立**は**2校**となっている。
○ 在籍生徒数について、**5,000人以上在籍生徒がいる学校が10校**あり、**私立**は**9校**、**株立**は**１校**となっている。




## ▼ 教諭等・講師及び助教諭、スクールカウンセラーの状況

○ 教諭等・講師及び助教諭の専任・兼任の別について、辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている**専任の者は44.9%**、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる**兼任の者は55.1%**となっている。専任の割合が、**公立は68.9%**、私立は**40.1%**、株立は**45.5%**となっており、公立に比べ、**私立・株立は専任の割合が少ない**。
○ 教諭等・講師及び助教諭の主な勤務場所の別について、**公立**は**当該校の通信制課程で勤務する者が最も割合が大きく**、**私立**は**連携する面接指導等実施施設で勤務する者**、**株立**は**連携する学習等支援施設で勤務する者が最も割合が大きくなっている。**
○ スクールカウンセラーに相談できる体制を整えている学校について、**公立は98.8%**、**私立は79.7%**、**株立は80%**が体制を整えていると回答しており、公立に比べ、私立・株立は体制を整えている学校の割合が少ない。



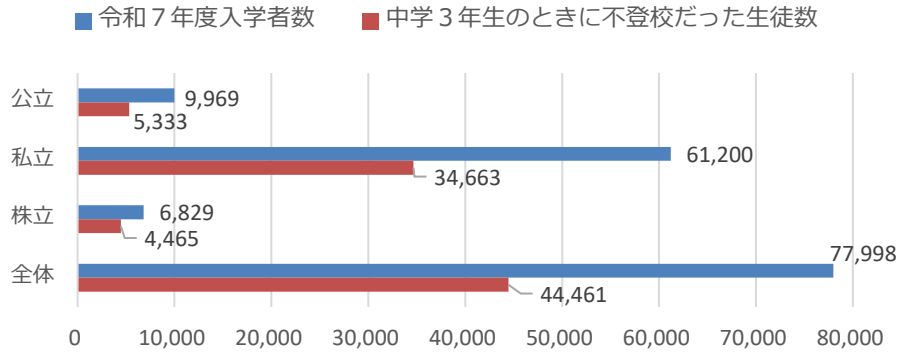
# 令和７年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果について(概要)

調査時点：令和７年５月１日現在

## ▼ 生徒の状況等

○ **令和７年度入学者数のうち中学３年生のときに不登校だった生徒**は**44,461人**、**割合**は**57%**となっている。

○ **令和7年３月31日時点の在籍生徒数のうち、令和６年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に１日も来ていない生徒数**は**8,097人**、**割合**は**2.6%**となっている。




## ▼ 通信教育の状況

○ 特別活動以外の大半の教科・科目で、**多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の６以内の時間数」で行う学校**は、全体の**70%～80%**であった。

## ▼ スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）

○ 「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（いわゆる「グラデュエーション・ポリシー」）、「教育課程の編成及び実施に関する方針」（いわゆる「カリキュラム・ポリシー」）、「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」）の三つの方針（スクール・ポリシー）について、策定していない学校は、全体の**12%程度**、策定しているが公表していない学校は**15%程度**となっている。

## ▼ 自己評価の実施・公表・報告状況（本校及び通信教育連携協力施設）

○ 学校教育法施行規則第104条第１項において準用される規則第66条により規定する、**自己評価を実施していない学校（本校）が41校（13.9%）**、**自己評価を実施しているが公表していない学校（本校）が64校（25.3%）**、**自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない学校（本校）が15校（5.9%）**あった。

○ 通信教育連携協力施設についても、高等学校通信教育規程第13条に基づき、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について、本校が学校評価を実施し、その結果を公表、設置者に報告する必要があるが、**本校が自己評価を実施していない施設が2,398施設（58%）**、**自己評価を実施しているが公表していない施設が356施設（20.5%）**、**自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない施設が53施設（３%）**あった。

## ▼ 情報公開の状況（本校及び通信教育連携協力施設）

○ 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる情報の公表を行っていない学校（本校）や通信教育連携協力施設が多くあった。**特に、第４号の教員及び職員の数その他教職員組織に関すること、第５号の入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること、第６号の通信教育実施計画に関することについて、公表している割合が低い傾向**にあった。

## スクールポリシー

【全日制・定時制・通信制（本校）】

学校教育法施行規則（抄）

第百三条の二　高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

一　高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針

二　教育課程の編成及び実施に関する方針

三　入学者の受入れに関する方針

## 情報の公表

【通信制（本校）・通信教育連携協力施設】

高等学校通信教育規程（抄）

第十四条　実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。

一　学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。

二　通信教育を行う区域に関すること。

三　通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。

四　教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。

五　入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。

六　通信教育実施計画に関すること。

七　校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。

八　授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。

九　生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2　前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## 自己評価及び学校関係者評価

【全日制・定時制・通信制（本校）】

学校教育法施行規則（抄）

第六十六条　小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
２　前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条　小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条　小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百四条　第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

【通信教育連携協力施設】

高等学校通信教育規程（抄）

第十三条　実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

３　実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

# ２．通信制高等学校の制度変遷及びこれまでの取組

# 通信制課程に関する制度の主な変遷と文部科学省の取組

| | |
|---|---|
| 昭和23年 | ・ 高等学校は、通信による教育を行うことができる旨規定 |
| 昭和28年 | ・ 定通振興法制定 |
| 昭和36年 | ・ 通信制課程の制度化<br>・ 通信制独立校、広域通信制高校の制度化（広域通信制高校については文部大臣承認制を採用） |
| 昭和37年 | ・ 高等学校通信教育規程の全部改正　※現行の省令へと改正 |
| 昭和45年 | ・ 広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項（学校／課程の設置廃止等）に限定 |
| 昭和58年 | ・ 広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ改正 |
| 平成15年 | ・ 構造改革特区法の改正による株式会社立学校の制度化 |
| 平成27年 | ・ ウィッツ青山学園高等学校による高等学校等就学支援金の不正受給事案の発覚 |
| 平成28年 | ・ 「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の策定 |
| 平成29年 | ・ 広域通信制高校に対する国と所轄庁による共同での点検調査の開始 |
| 令和3年 | ・ 「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議　審議まとめ」<br>・ 学校教育法施行規則の改正、高等学校通信教育規程の改正【通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設ごとの定員の設定、教育水準の確保のために実施校と同程度の教育環境が備えられるよう規定を追加、教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の公表を義務化】（令和4年4月1日施行） |
| 令和4年 | ・ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議　審議まとめ」<br>・ 高等学校通信教育規程の改正【少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要と規定、通信制課程の規模の下限規定撤廃】（令和5年4月1日施行）<br>・ 所轄庁向けの広域通信制高校のサテライト施設の最新情報や指導監督のためのノウハウの共有、データの共有を行うための都道府県間プラットフォームの構築を予算事業にて実施 |
| 令和5年 | ・ 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定 |
| 令和7年 | ・ 私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果の公表<br>・ 通信制高等学校に関する実態調査 |
| 令和8年 | ・ 定通振興法改正（令和8年7月23日公布、令和9年1月23日施行） |

# 通信制課程に関する制度の主な変遷

| | 改正法令等 | 主な改正内容 |
|---|---|---|
| 昭和23年 | 学校教育法制定、中等程度通信教育実施要領に関する件（事務次官通達）、中等教育学校通信教育指導要領（試案）制定、高等学校通信教育規程を制定 | 高等学校は、通信による教育を行うことができる旨、規定<br>国語1教科にて通信教育開始。以来、順次実施科目を拡大（遠距離生徒の便、放送教育の利用により可能）。 |
| 昭和28年 | 定通振興法制定 | |
| 昭和30年 | 高等学校の通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について（事務次官通達） | 通信教育の取得可能単位数の制限がなくなり、通信教育のみで高校卒業が可能に。 |
| 昭和31年 | 高等学校通信教育規程の改正、高等学校学習指導要領の改訂 | 通信教育規程において、通信教育の方法として、自学自習の上で添削指導、面接指導及び試験等で行うことを規定。学習指導要領において、実施科目・単位数、添削指導回数、面接指導時間数、特別教育活動の時間数、卒業に要する履修期間等を規定 |
| 昭和32年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 放送利用による面接指導時間数の減免について,ラジオ5/10まで |
| 昭和35年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 放送利用による面接指導時間数の減免について　テレビ3/10,ラジオ5/10, あわせて6/10まで |
| 昭和36年 | 学校教育法改正 | 通信制課程の制度化、通信制独立校・広域通信制高校の制度化（広域通信制高校については文部大臣承認制を採用）、技能教育施設制度の創設 |
| 昭和37年 | 高等学校通信教育規程の改正 | 通信教育の方法として、添削指導、面接指導及び試験に加えて、放送による指導等の方法を加えて行なうことができる旨を明記 |
| 昭和38年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 出校日数について、各年次20日間と定め |
| 昭和45年 | 学校教育法改正 | 広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項（学校/課程の設置廃止等）に限定 |
| | 高等学校学習指導要領の改訂 | 放送利用による面接指導時間数の減免について、テレビ・ラジオそれぞれ5/10, あわせて6/10まで |
| 昭和48年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 出校日数について、卒業までに80日間と定め |
| 昭和53年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 出校日数の定めの削除<br>放送利用による面接指導時間数の減免について　テレビ・ラジオそれぞれ6/10, あわせて8/10まで |

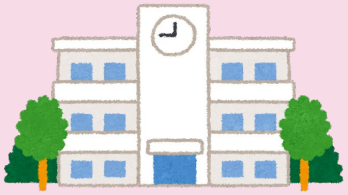
# 通信制課程に関する制度の主な変遷②

| | 改正法令等 | 主な改正内容 |
|---|---|---|
| 昭和58年 | 学校教育法改正 | 広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ |
| 昭和63年 | 学校教育法施行規則改正 | 単位制の導入 |
| 昭和63年 | 学校教育法改正、学校教育法施行規則改正（平成元年） | 定時制・通信制課程の修業年限を「４年以上」から「３年以上」へ弾力化<br>技能教育施設を「大臣」から「都道府県教育委員会」指定<br>修業年限を定めるに当たって勤労青年への配慮を規定 |
| 平成15年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 「放送による指導」に「その他の多様なメディアを利用した指導」を追加 |
| | 構造改革特区法改正 | 株式会社立学校の制度化 |
| 平成16年 | 高等学校通信教育規程改正 | 設置基準の大綱化（生徒数に応じた教員増等の基準を削除、都道府県において設定）<br>「放送による指導」に「その他の多様なメディアを利用した指導」を追加 |
| 平成18年 | 高等学校通信教育規程改正 | 他の学校等の施設及び設備の使用を可能に |
| 平成21年 | 高等学校学習指導要領の改訂 | 放送利用による面接指導時間数の減免について、各メディア6/10、複数あわせて8/10まで |
| 平成25年 | 構造改革特区法基本方針改正 | 株立学校の設置に係る大臣の同意要件を明確化 |
| 平成28年 | 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの制定 | |
| 平成30年 | 学校教育法施行規則改正、高等学校学習指導要領の改訂、ガイドラインの改訂 | 面接指導施設等を学則記載事項に追加<br>メディア減免について配慮事項の明確化 |
| 令和3年 | 学校教育法施行規則改正、高等学校通信教育規程改正、高等学校学習指導要領の改訂、ガイドラインの改訂 | 通信教育実施計画の策定・公表、同時に面接指導を受ける人数を40人以下に<br>サテライト施設の法的位置づけの明確化（通信教育連携協力施設）<br>情報の公表の義務化　等 |
| 令和4年 | 高等学校通信教育規程改正 | 少なくとも生徒数80名当たり教諭等が1名以上必要と規定<br>通信制課程の規模の下限規定の撤廃 |
| 令和8年 | 定通振興法改正 | 題名を「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改正<br>目的規定に、多様な生徒の特性に配慮するとともに、生徒の個性に応じて将来の進路を決定し豊かな人生を送ることに資すること等を明記<br>国、地方公共団体、設置者の責務を明記<br>大臣の基本指針の策定、権限の適切な行使、調査研究の推進等に係る規定を新設 |

# 広域通信制高等学校の設置認可及び監督をめぐる関係

## 広域通信制高等学校 本校（実施校）

・３以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施



※一部の広域通信制高校では、集中スクーリング形式により、実施校で面接指導を実施している学校もある

**設置・協力・提携**

## サテライト施設

・面接指導や添削指導のサポート等を実施
・主に、**当該施設が所在する都道府県内の生徒が在籍**

通信教育連携協力施設

面接指導等実施施設

| | |
|---|---|
| 分校 | 実施校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設 |
| 協力校 | 実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校 |
| 技能教育施設 | 所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設（企業内訓練校、高等専修学校等） |
| 他の学校等の施設 | 実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学、専修学校、高等専門学校等） |

学習等支援施設

| | |
|---|---|
| サポート施設 | 実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設 |

**設置認可・監督**

**設置認可・監督**

## 実施校が所在する都道府県

・**所轄庁として、**広域通信制高校や面接指導等実施施設の設置認可を行う
・学校運営や教育活動等について監督を行う
・実態として、**都道府県の区域を越えた施設に対して監督を行うことは物理的に困難**
・**提携するサポート施設に対する直接の監督は困難**

## サテライト施設が所在する都道府県

・現行制度においては、サテライト施設に対して**行政指導等を行う権限を有しておらず**関与できない
・当該施設の生徒数や教育活動の実態を把握すること等については、現行の権限上、困難
・都道府県の域内の子どもたちに対する教育活動である以上、一定の責任を持って、関与したいという意見もある

# 私立（株立含む）広域通信制高校に対する所轄庁の権限について

## 私立学校法　構造改革特区法

□　報告書の提出
（私立学校法第６条、構造改革特区法第12条）

※報告書の提出がなかった場合には、
学校教育法第13条の閉鎖命令等の事由になりうることとされている。

## 学校教育法

□　学校の設置・廃止等の認可
（学校教育法第４条第１項）
・学則の変更（収容定員の変更）

□　学校の変更命令（学校教育法第14条）※株立のみ
・当該学校が、設備、授業、その他の事項について、法令の規定等に違反したとき

□　学校の閉鎖命令（学校教育法第13条）
①法令の規定に故意に違反したとき
②法令の規定により文部科学大臣の命令に違反したとき
③６か月以上授業を行わなかったとき

## ※その他

□　相手方の協力による行政指導
（行政手続法第32条）
所掌事務の範囲内での行政指導

□　指導、助言、援助（地教行法第48条）
□　報告の徴収、措置の要求、認定の取消、助言、援助
（構造改革特区法第７条～１０条）※株立のみ

文部科学省

所轄庁

学校法人

本校
（実施校）

通信教育連携協力施設

## 私立学校法　※株立以外

□　寄附行為・変更の認可・届出
（私立学校法第23条第１項・第108条）

□　措置命令・役員の解任勧告
（私立学校法第133条）
①学校法人が法令の規定等に違反したとき
②その運営が著しく適正を欠くと認めるとき

□　解散命令（私立学校法第135条）
法令の規定に違反又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合（他の方法により監督の目的を達することができない場合）

□　報告及び検査（私立学校法第136条）

## 私立学校振興助成法　※株立以外

（私立学校振興助成法第12条）
※私学助成を受ける学校法人に限る
①報告聴取、質問、検査（第１号）
②収容定員超過の是正命令（第２号）
③予算変更の勧告（第３号）
④役員の解職勧告（第４号）

# 広域通信制高校の質の確保・向上方策の全体像

- 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待される一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育など、様々な問題が生じている。
- 文部科学省においては、ウィッツ青山学園高等学校において違法・不適切な学校運営等が発覚した事案を受けて、**「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の策定**や**点検調査の実施**等、広域通信制高等学校の質の確保・向上のための施策を推進している。

**国**（文部科学省）

- ✓ 調査研究協力者会議の設置
- ✓ 広域通信制高校を対象とした**点検調査**を実施（所轄庁に全面的に協力しつつ実施。令和７年度末時点78校調査済）
- ✓ **高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン**を策定・周知（平成28年9月。令和５年２月一部改訂）。
- ✓ 「広域通信制高校アドバイザー」の発足
- ✓ 通信制高校に係る制度改正（高等学校学習指導要領、学校教育法施行規則）
- ✓ 第三者による外部評価の仕組みの実証研究

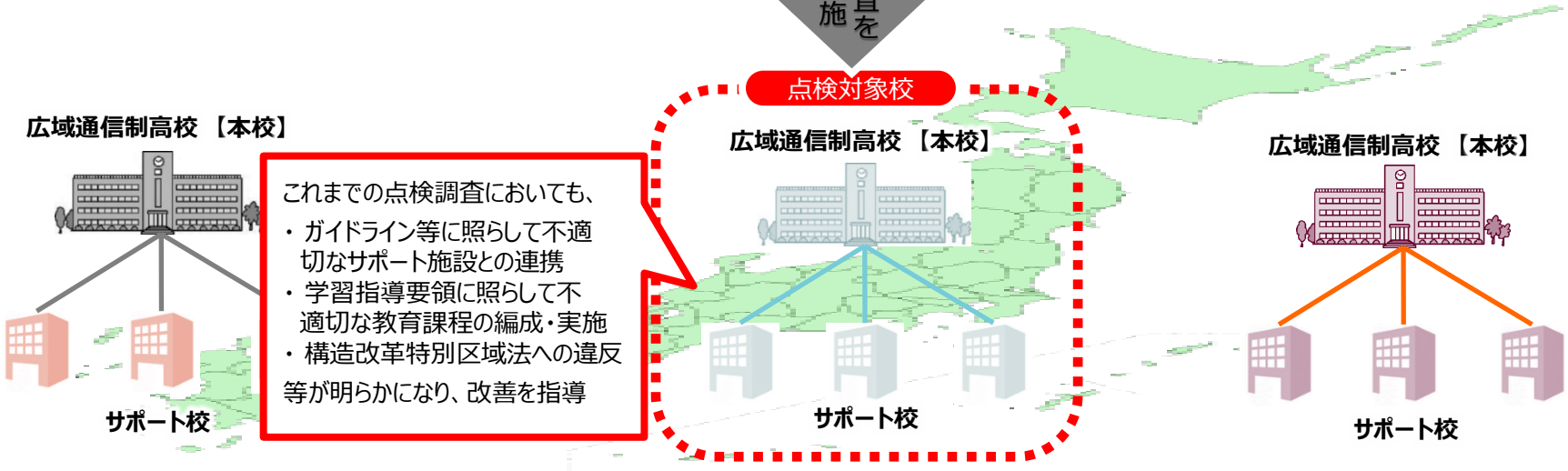
ガイドライン等に基づく適切な指導監督・情報共有等を要請

**所轄庁**（都道府県、認定地方公共団体）

国と所轄庁等との**共同点検体制**の構築

- 文部科学省の協力を得つつ、ガイドライン等に基づく実地による点検調査を実施（株式会社立学校は原則対象とする）
- 文部科学省及び所轄庁の職員に加えて、内閣府（株式会社立学校の場合）、広域通信制高校アドバイザーの参画を得て実施
- 実地調査では、本校の教育活動等の状況のみならず、**サポート施設等との連携の在り方等も確認**

点検調査を順次実施




これまでの点検調査においても、
- ガイドライン等に照らして不適切なサポート施設との連携
- 学習指導要領に照らして不適切な教育課程の編成・実施
- 構造改革特別区域法への違反

等が明らかになり、改善を指導

# 私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

令和６年９月実施

## 背景・目的

- 文部科学省では、令和４年８月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（以下「標準例」という。）を令和５年11月に策定した。
- 近年、私立広域通信制高等学校が大幅に増加していることから、各所轄庁における私立広域通信制高等学校の設置認可等に関して状況を把握するため、下記のとおり調査を実施した。（調査対象：61自治体（47都道府県、14市町村））

## 調査結果

### １．私立広域通信制高等学校の認可状況

○ **収容定員数**について、令和２年から令和６年にかけて、61自治体のうち、**28自治体で増加、４自治体で減少、14自治体で増減なし**となった。
○ **在籍生徒数**について、令和２年から令和６年にかけて、61自治体のうち、**41自治体で増加、４自治体で減少、１自治体で増減なし**となった。
○ **定員の充足率**（在籍生徒数÷収容定員数×100）について、令和６年において、61自治体のうち、**50%にすら満たない自治体は13自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は１自治体**となった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）

※61自治体の中には、私立広域通信制高等学校の設置のない自治体も含む。

※各年度の５月１日時点を比較

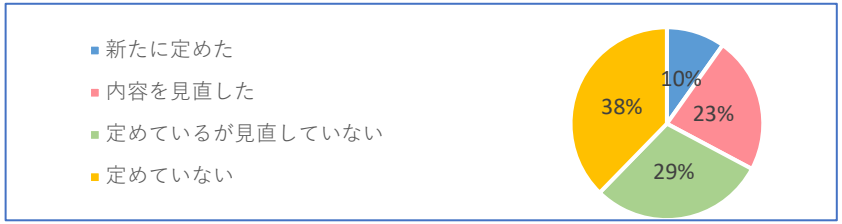
### ２．私立広域通信制高等学校に関する認可方法

○ 各自治体において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可をする際、標準例に記載の各項目を確認しているかについて、**「確認していない」との回答が10自治体以上あった項目**は、以下のとおりであった。（なお、調査の対象は、61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体とする。）

- 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、**当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮**しなければならないこと。（11自治体）
- 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、**実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別**について、**生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導**すること。（12自治体）
- 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、**文章で解答する記述式を一定量取り入れる**こと。（15自治体）
- 通信教育を行うに当たっては、**試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保**して行うこと。（10自治体）
- 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第１項に規定する**情報の公表**を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における**教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示**すること。（11自治体）

### ３．自治体独自の認可基準

○ 61自治体のうち、標準例の策定以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は６自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、**定めていない自治体は23自治体**であった。

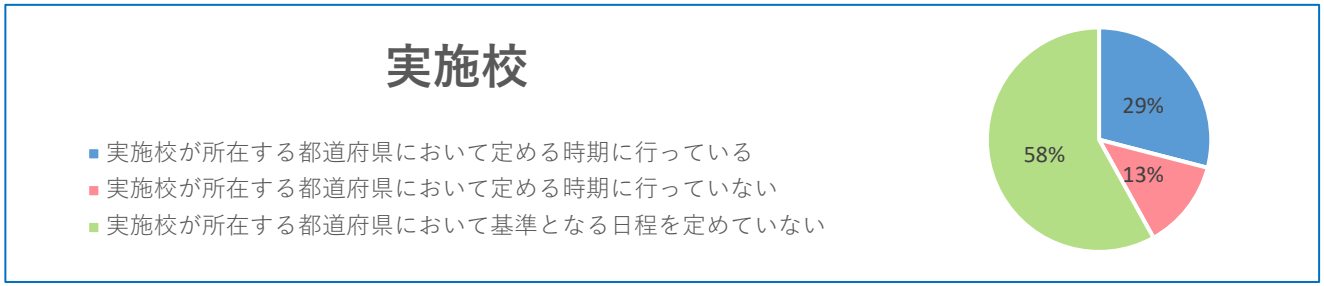


# 私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果について（概要）

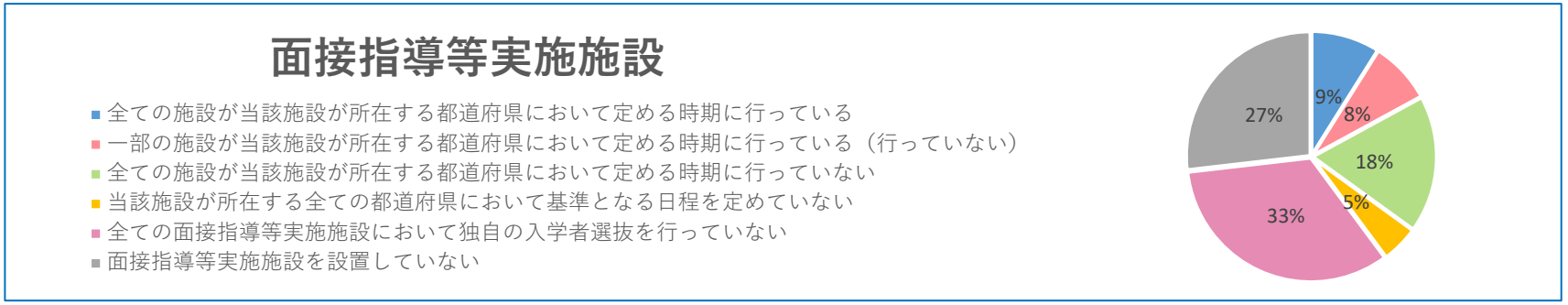
令和６年９月実施

## ４．高等学校入学者選抜の日程

○　私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の２校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、**実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校**、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校であった。

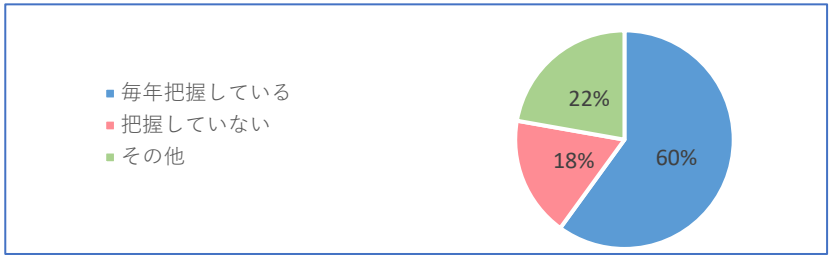



○　私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の２校を除く）のうち、その面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、**一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校**、**全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校**、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は６校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校であった。




## ５．通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数

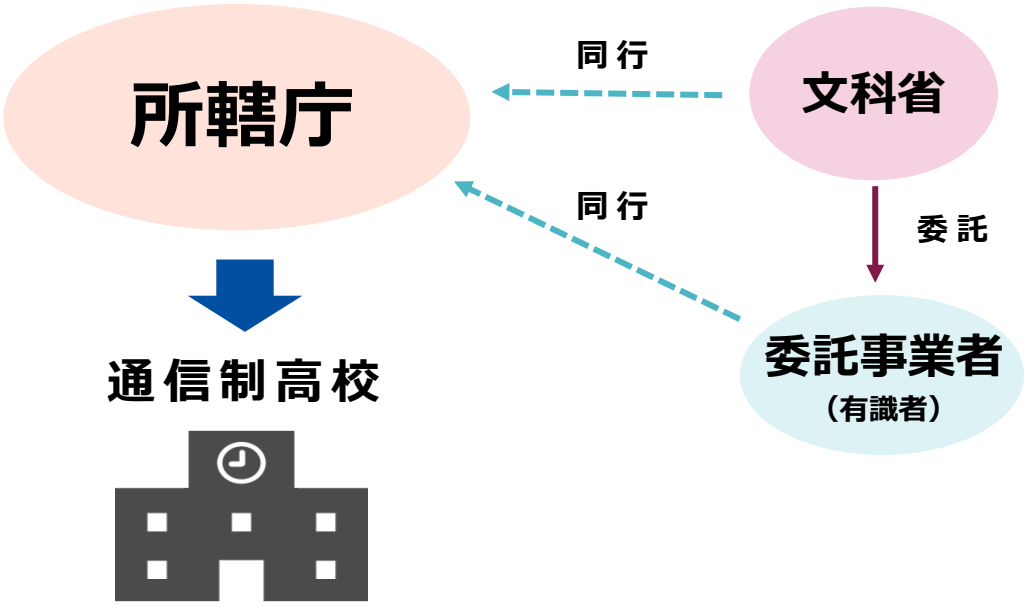
○　61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、**把握していない自治体は８自治体**、その他の自治体は10自治体であった。なお、16自治体については、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。



# 点検調査の概要

通信制高校における点検調査は、所轄庁による任意の調査に、文部科学省と文部科学省から委託を受けた事業者※の有識者が同行する形で実施している。

## 調査の実施体制




## 調査の流れ

**事前の書面確認**
（下記調査項目に係る資料を事前に精査）

**実地調査**
**１日目：本校**
**２日目：通信教育連携協力施設**

**文科省から所轄庁へ指摘事項の通知**

（１～２か月以内）

**所轄庁から文科省へ改善状況の報告**

## 調査項目

**１．学校の管理運営に関する事項**
（１）教職員の配置等
（２）施設及び設備の整備等
（３）通信教育連携協力施設の設置等
（４）通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
（５）学校評価
（６）情報公開

**２．教育課程等に関する事項**
（１）教育課程及びそれに基づく指導と評価
（２）添削指導及びその評価
（３）面接指導及びその評価
（４）多様なメディアを利用した指導及びその評価
（５）試験及びその評価
（６）学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施状況

※　令和８年度の委託事業者は、NPO法人全国通信制高等学校評価機構

# 広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

○　平成２７年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで延べ７８校に対して実施（令和７年度末時点））。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

## 点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- 学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していた事案
- 添削指導や面接指導の内容が高等学校教育にふさわしくないものだった事案
- 相当する教員免許を有していない者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が超過していた事案
- 面接指導において生徒の出欠を確認しないままに単位認定を行っていた事案
- 面接指導を対面でなくオンラインのみで行っていた事案
- 本校及び面接指導等実施施設以外の施設で面接指導や試験が実施されていた事案
- 提携するサポート施設をあたかも高校のように表現し、生徒・保護者に誤解を与えていた事案
- 所轄庁の認可を受けていない施設があたかも認可され設置されたように宣伝されていた事例

# 定時制・通信制高等学校における教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和9年度要求・要望額　2億円（新規）

文部科学省

「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の改正に伴い、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究により、教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

学校を支援

## ①定時制・通信制高校の多様性に応じた学び充実支援事業

不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢となっている定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるようなカリキュラム開発や、卒業後の進路を見据えた支援に関する調査研究を実施する。

※受託者が７校程度の学校（国公私立の定時制・通信制高校等）を支援することを想定。

**▼卒業後の進路を見据えた支援**
進路未決定率の高い定時制・通信制高校において、他機関との連携等を通じた就労支援を中心とした卒業後の進路を支援する方法など。

**▼定時制・通信制高校のカリキュラム開発**
不登校経験などのある生徒の社会的自立に向けたカリキュラムの開発や、対面機会の少ない通信制高校における総合的な探究の時間や特別活動の効果的なカリキュラムの開発など。

＋

**▼学びの継続に必要な心理的・福祉的支援**

**▼報告会の実施**
事業報告会を開催し、好事例を共有。
有識者によるアドバイスをもとに調査研究を深化。

| 件数・単価 | １箇所・約1億1,700万円 | 委託先 | 民間団体等 |
|---|---|---|---|

所轄庁を支援

## ②広域通信制高校の適切な指導監督のための支援

本校の所在県以外に所在するサテライト施設を含めた広域通信制高校への指導監督を行う所轄庁を支援する。

**▼点検調査の実施**
広域通信制高校を中心に、所轄庁・文科省・有識者が現地調査を実施。

**▼アドバイザー派遣　NEW!!**
通信制高校に関する有識者を所轄庁に派遣し、専門的な助言を行う。

**▼指導監督のための情報の整備　NEW!!**
点検調査の際の指摘事項や各所轄庁の設置認可基準などの情報を整備し、共有する。

| 件数・単価 | 2箇所・約6,100万円 | 委託先 | 民間団体等 |
|---|---|---|---|

生徒・保護者を支援

## ③通信制高校の情報発信を通じた質保証

通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の進路指導担当者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。




| 件数・単価 | １箇所・約800万円 | 委託先 | 民間団体等 |
|---|---|---|---|

（担当：初等中等教育局高等学校振興課）

# 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン

平成28年９月策定
令和5年2月一部改訂

## 背景・目的

ウィッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定**したもの

## 主な内容

### １．学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等
・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、５又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと
・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること
②施設及び設備の整備等
・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること
③通信教育連携協力施設の設置等
・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと
・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと
・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと
④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと
・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること
・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること
⑤学校評価
・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること
・第三者評価の積極的な活用を検討すること
⑥情報公開
・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること
⑦その他
・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること
・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと
・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

### ２．教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価
・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること
・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること
・通信制課程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと
②添削指導及びその評価
・添削指導の回数を十分確保すること
・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと
③面接指導及びその評価
・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること
・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること
・正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること
④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免
・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること
・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
・面接指導時間を10分の８まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること
・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等
⑤試験及びその評価
・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること
・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施
・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること
⑦その他
・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

# 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

## 背景・目的

- 令和４年８月29日に取りまとめられた「「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）」等を踏まえ、**高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定**したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年９月策定。令和５年２月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

## 主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

### [１]立地条件等に関すること

1　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

### [２] 名称に関すること

1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。
2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

### [３] 規模に関すること

1　実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

### [４]通信教育を行う区域に関すること

1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
2　通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

### [５] 教職員組織に関すること

1　実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、５又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとすること。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。
※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第１項及び第２項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

# 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

## [６] 施設及び設備に関すること

1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

## [７] 通信教育連携協力施設に関すること

3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前３項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。

※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。

9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

## [８] 通信教育の方法等に関すること

1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
（１）添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
（２）各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
（３）添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
（４）面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
（５）通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

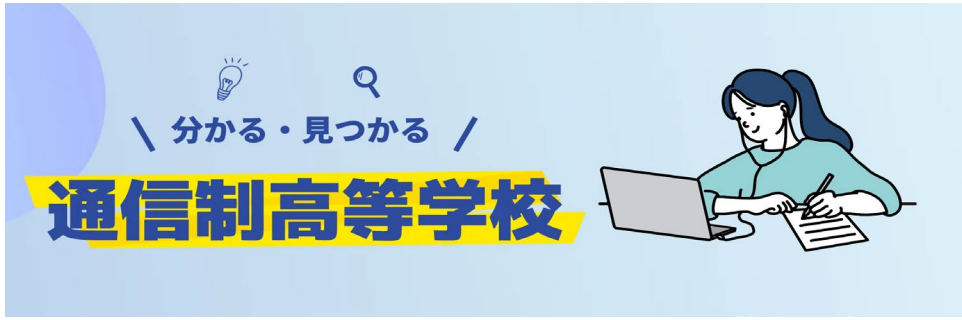
## [９] その他

1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13 条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第８条第１項に規定する消防計画、学校保健安全法第５条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第１項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第４条の３に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第１項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

# 通信制高校情報発信サイト「分かる・見つかる通信制高等学校」の公開について

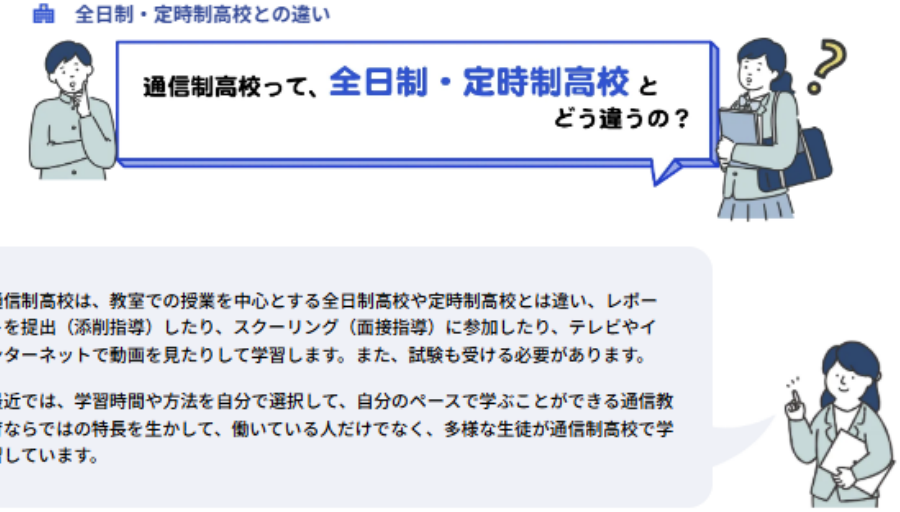
文部科学省では、通信制高校に関する情報発信を行うサイトを新規開設しました。当該サイトでは、通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校や高校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等が適切な情報を得られるよう、通信制高校の制度や特徴、各通信制高校やサテライト施設（通信教育連携協力施設）の基本情報等について掲載しています。

【サイトのURL】https://www.mext.go.jp/tsushinseikoukou/




○ 通信制高校とは？
通信制高校の制度や特徴について紹介しています。

【掲載イメージ】




○ 通信制高校の質の確保・向上（所轄庁・学校向け）
通信制高校の質の確保・向上に向けて以下を掲載しています。

- ・高等学校通信教育規程
- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン
- ・通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）
- ・点検調査を通じて明らかになった不適切な事案
- ・自己点検チェックシート
- ・通信教育実施計画の様式例

○ 学校検索
各通信制高校やサテライト施設の基本情報、情報公開の状況等について掲載しています。

【掲載イメージ】




○ よくある質問
通信制高校に関する、よくある質問について掲載しています。

○ 修学支援等
高等学校就学支援金制度に関するページのリンク等を掲載しています。

# ３．高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正

# 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律　概要

## ○ 改正の背景・必要性

・昭和28年の制定時は勤労青年を対象としていたが、今日においては**多様な背景を有する生徒が多く在籍し学校数・生徒数ともに増加**している。

・**現状の課題に対応するよう改正し、定時制教育及び通信教育の質の確保・向上を図ることが必要**である。

## ○ 改正の概要

| | |
|---|---|
| 題名【改正】 | ➢「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。 |
| 目的【改正】 | ➢ 目的規定に、「勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性」、「振興並びに適正な実施及び運営の確保」、「高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もつて豊かな人生を送ることに資する」等を明記する。 |
| 責務【改正】 | ➢ 国は、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有する。<br>➢ 地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有する。<br>➢ 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、①施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、②情報通信技術の活用等による内容及び方法の改善、③教員の研修の計画の策定及び実施、④通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図る等の責務を有する。 |
| 基本指針<br>【規定の新設】 | ➢ 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針（基本指針）を定める。<br>➢ 基本指針においては、次の事項等を定める。<br>① 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項<br>② 必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項<br>③ 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項 |
| 権限の適切な行使<br>【規定の新設】 | ➢ 国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。 |
| 調査研究の推進等<br>【規定の新設】 | ➢ 国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。 |

## ○ その他（附則）

| | |
|---|---|
| 施行期日 | ➢ 原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。 |